2025年10月4日

令和７－１７

債務不履行に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.17］）

ア．特別の事情によって生じた損害については，債務者が債務不履行時にその事情を現に予見していたときに限り，債権者は，債務不履行による損害賠償を請求することができる。

イ．契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは，その履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

ウ．債権者が債務の履行を受けることができない場合において，履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは，その履行の不能は，債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる。

エ．債務不履行による損害賠償は，当事者間で別段の合意がされたときであっても，金銭をもってその額を定める。

オ．金銭消費貸借契約において返還の時期を定めなかった場合において，貸主が相当の期間を定めずに返還の催告をしたときは，借主は，相当の期間を経過した時から履行遅滞の責任を負う。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　３

肢ア

特別損害について，予見していたときだけではなく，予見しえた場合（予見可能性）があれば請求できる。

条文は「予見すべきであったとき。」

現に予見したときのみとすると，知らぬ存ぜぬを主張することで，責任を免れることができてしまう。

肢イ

契約の時に不能であっても，履行の不能によって生じた賠償請求は妨げられない。

不能であるのに，できるように見せかけて，期待を作っている。

いざという時に，責任を免れるのは，取引安全に照らし問題である。

肢ウ

債権者が債務の履行を受けることができない，履行の提供があった以後に，当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは，債権者の責めに帰すべき事由となる。

原因を債権者が作っている。債権者の責めとするのが公平。

４１３条の２　２項

肢エ

原則金銭だが，別段の行為は可能である（４１７条)。

損害が填補されれば私的自治に委ねるべき。

肢オ

相当な期間を定めず，返還の催告をしても，催告そのものは有効。

条文の要件とは異なるが，有効にしたいと，債権者が害される。

条文の趣旨，調達の機会を与える趣旨，返還の意思は伝っているので，催告は有効。

相当期間経過後に遅滞になる。（大判昭５．１．２９）

５９１条

令和７－１８

金銭債務に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.18］）

ア．金銭債務について給付をすべき金銭の額は，貨幣価値が変動したときであっても，その額面によって定める。

イ．賠償額の予定がない場合において，金銭債務の債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率を約定利率が超えるときは，損害賠償の額は，法定利率によって定める。

ウ．金銭債務の不履行による損害の発生に関して債権者に過失があったときは，裁判所は，これを考慮して，損害賠償の責任及びその額を定める。

エ．金銭債務の債務者は，過失なく真の債権者を確知することができなかったときであっても，損害賠償の責任を免れない。

オ．金銭債務について債権者の預金の口座に対する払込みによってする弁済は，債権者がその預金に係る債権の債務者からその払込みに係る金額の払戻しを受けた時に，その効力を生ずる。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　４

肢ア

貨幣価値が変わっても，額面できまる。

４０２条，名目主義

額面で決まる。リスクは双方にあるのが公平

肢イ

約定があれば，そちらが優先される。法定は合意がないときに機能するイメージ。

肢ウ

過失相殺，責任及び額，両方定める。必要。４１８条

損害の公平な分担

肢エ

侵害賠償の責任を免れない。供託はできる。

肢オ

口座に入れば弁済の効力が発生する。払いもどしを受けたときに効力が生じるとすると，偶然の事情で遅滞になる恐れがある。

令和７－１９

ＡのＢに対する債権を保全するための債権者代位権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［No.19］）

ア．ＢのＣに対する債権がＢからＡへと売却されたときは，Ａは，Ｂに代位して，債権譲渡の通知をすることができる。

イ．Ｂの権利が名誉侵害を理由とする慰謝料請求権である場合において，Ｂがその権利を行使する意思を表示した時以後は，Ａは，その権利を代位行使することができる。

ウ．ＡのＢに対する債権がＢの権利の発生後の原因に基づいて生じたものであるときは，Ａは，その権利を代位行使することができない。

エ．Ｂの権利がＤに対し絵画甲の引渡しを請求するものであるときは，Ａは，その権利を代位行使して，Ｄに対し，甲の引渡しを自己に対してすることを求めることができる。

オ．ＡがＢの権利の代位行使に係る訴えを提起した後，Ｂがその事実を知ったときであっても，Ｂは，その権利について処分をすることを妨げられない。

１．ア　ウ　２．ア　エ　３．イ　ウ　４．イ　オ　５．エ　オ

正解　５

肢ア

通知は代位できない。虚偽の通知がされる恐れがある。

通知は，権利ではなく，義務。

肢イ

意思を表示しただけでなく，金額が客観的に確定して，金銭債権とかわらない状態になることが必要。

肢ウ

発生後であっても，代位できる。債権者を保護する必要がある。

詐害行為取消のような制限はない。介入が代位の方が弱い。

肢エ

自己に対して直接求めることができる。債務者だと適切な管理が期待できない。

肢オ

４２３条の５

ＡがＢの権利の代位行使に係る訴えを提起した後，Ｂがその事実を知ったときであっても，Ｂは，その権利について処分をすることを妨げられない。

直ちに，管理処分権は失わない。訴訟告知はされる（４２３条の６）。債務者の意思を尊

重するルールになっている。